

昭和30年刊行

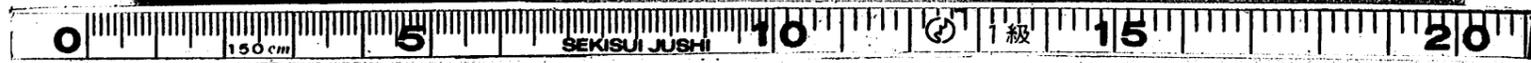
芦屋市史

資料編第一

芦屋市史

史料編第一

兵庫縣芦屋市教育委員會



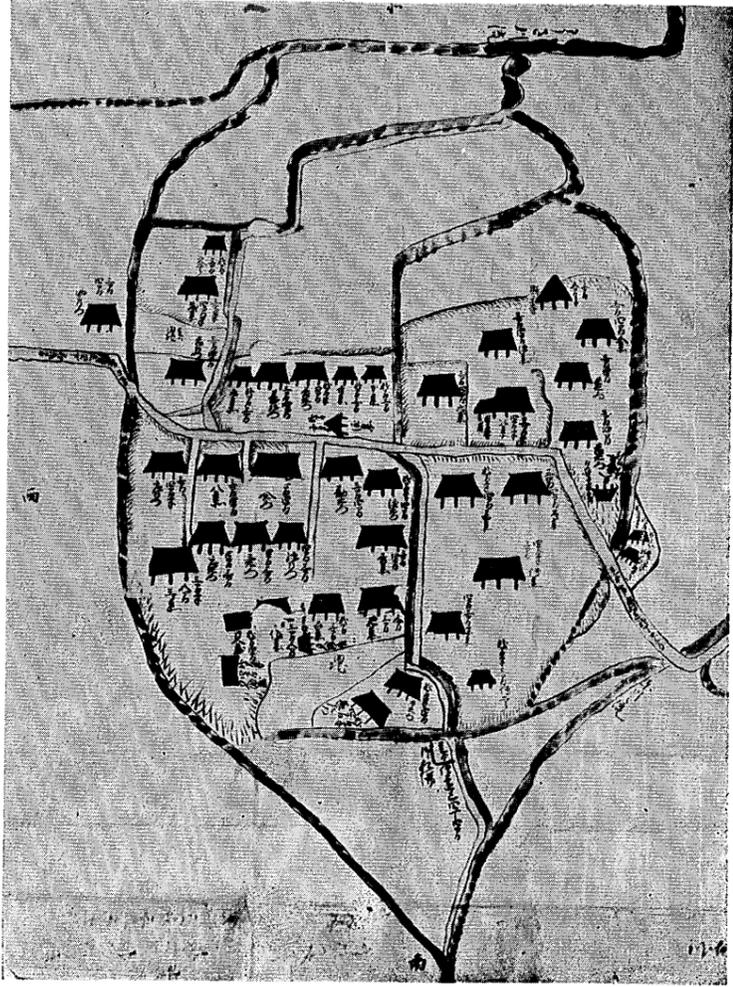
芦屋市史

史料編第一

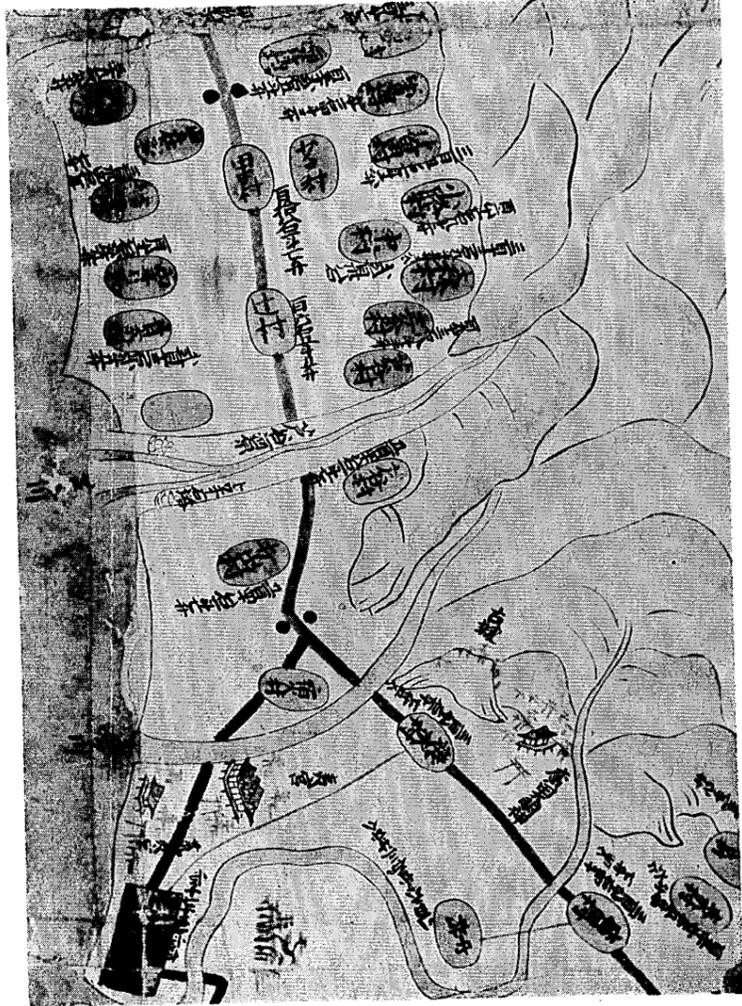
兵庫縣芦屋市教育委員會

豐臣秀吉  
一、石物  
二、石物  
三、石物  
四、石物  
五、石物  
六、石物  
七、石物  
八、石物  
九、石物  
十、石物  
十一、石物  
十二、石物  
十三、石物  
十四、石物  
十五、石物  
十六、石物  
十七、石物  
十八、石物  
十九、石物  
二十、石物  
二十一、石物  
二十二、石物  
二十三、石物  
二十四、石物  
二十五、石物  
二十六、石物  
二十七、石物  
二十八、石物  
二十九、石物  
三十、石物  
三十一、石物  
三十二、石物  
三十三、石物  
三十四、石物  
三十五、石物  
三十六、石物  
三十七、石物  
三十八、石物  
三十九、石物  
四十、石物  
四十一、石物  
四十二、石物  
四十三、石物  
四十四、石物  
四十五、石物  
四十六、石物  
四十七、石物  
四十八、石物  
四十九、石物  
五十、石物  
五十一、石物  
五十二、石物  
五十三、石物  
五十四、石物  
五十五、石物  
五十六、石物  
五十七、石物  
五十八、石物  
五十九、石物  
六十、石物  
六十一、石物  
六十二、石物  
六十三、石物  
六十四、石物  
六十五、石物  
六十六、石物  
六十七、石物  
六十八、石物  
六十九、石物  
七十、石物  
七十一、石物  
七十二、石物  
七十三、石物  
七十四、石物  
七十五、石物  
七十六、石物  
七十七、石物  
七十八、石物  
七十九、石物  
八十、石物  
八十一、石物  
八十二、石物  
八十三、石物  
八十四、石物  
八十五、石物  
八十六、石物  
八十七、石物  
八十八、石物  
八十九、石物  
九十、石物  
九十一、石物  
九十二、石物  
九十三、石物  
九十四、石物  
九十五、石物  
九十六、石物  
九十七、石物  
九十八、石物  
九十九、石物  
一百、石物

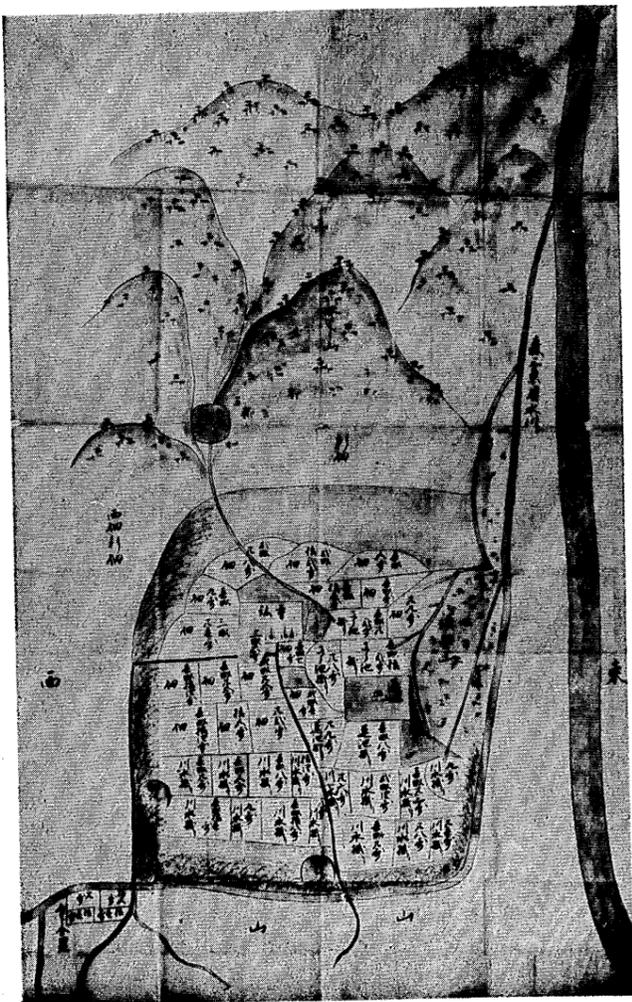
豊臣秀吉奏制 天正十一年（一五八三） 四宮市弓場町 吉井長尚氏藏



旧三条村絵図 元禄三年(1690) 芦屋市三条町 小阪作兵衛氏蔵



撰建国全図(部分) 慶長十年(一六〇五)九月片桐東市正の検地の石高を記す 西宮市立図書館蔵



旧三条村古絵図 芦屋市三条町 小阪作兵衛氏蔵

### 凡例

一、本書は、芦屋市史の史料のうち、明治以前の基本的な文献史料を集録したものである。

本市におけるこの種の史料は、すでにかなり散逸しているのであるが、それでもなお紙面の関係からここに採録することのできなかつたものが多い。それらについては考古学的資料その他と共に後に刊行予定の史料編第二に譲ることとした。

一、本書は、古代中世編と近世編の二編に大別して編集した。古代中世編は、奈良時代にはじまり、便宜上安土桃山時代までをこれに含ませたが、時代を追って編年体風に史料を配列した。近世編では、すなわち江戸時代の史料を、1 藩政・村政一般、2 租税、3 土地、4 戸口、5 山論・入会、6 水利・水論・水車、7 菜種売捌、8 酒株・酒造稼、9 宗教、10 その他、の十項目に分類して収録した。これらの区分・配列は、いずれも現存史料の性格に基づいて適宜なように行つたものである。

一、各史料は、はじめに【 】をもつて題名を掲げ、その下に出版あるいは所蔵者の住所氏名を記し、さらに年代等をおおむね註しておいた。この年代の註記は、とくに先に刊行した芦屋市史年表との参照の便を考えてをいとわず付したものである。

一、古代中世編では翻読の便をはかつて頭註を施したが、近世編では組版の関係上これを略した。頭註のうち【 】をつけたものは、下段の史料に対するものである。例えば第一頁の菟原郡内とあるのは上段の、菟原郡人倉人水守とあるのは下段の史料に当る訳である。

# 芦屋市史 史料編第一

## 目次

### 第一編 古代中世編

1 奈良時代	一
2 平安時代	一
3 鎌倉時代	七
4 南北朝時代	八
5 室町時代	一七
6 安土桃山時代	二五

### 第二編 近世編

1 藩政・村政一般	二七
-----------	----

一、史料はいずれも、できるだけ原本に忠実であることにとめた。誤字・宛字等もみだりに改めず、傍書を加えて訂したが、一読して判別できるような場合など傍書を略してそのままにしておいたものも少なくない。しかし明瞭な誤字で活字にもないような場合は、これを改めたものもある。変体がなほ原則として平かなに改めることとしたが、る(より)ゝ(しめ)はそのまま用いている。句読点は仮りに加えておいたものである。また、大日本史料その他、既刊史料を用いた場合も、できるだけ該書の通りを期した。その校訂者が( )、〔 〕、○、傍書などをもつて加えた校訂註記もそのまま掲げているが、註記の中には今改めたもの、あるいは新に加えたものもあり、また句読点をとくに増した場合もある。既刊史料以外の史料に附した( )、あるいは○の註記はいずれも今加えたものである。

一、最後になつたが、本書の作成に御協力賜つた多くの方々に対し、ここに深甚の謝意を表するものである。

一々御尊名を掲げるべきであるが、ここでは失礼ながら略させて頂いた。

昭和三十年三月

芦屋市史編纂委員

魚澄 惣五郎  
武藤 誠  
有坂 隆道  
末中 哲夫

2	租 税	七
3	土 地	九
4	戸 口	一四
5	山論・入会	一七
6	水利・水論・水車	一七〇
7	菜種売捌	一九
8	酒株・酒造稼	二〇
9	宗 教	二四
10	その他	三五

## 第一編 古代・中世編

### 1 奈良時代

【法隆寺伽藍縁起并流記資財帳】大日本古文書卷之二  
○天平十九(七七四)

略○中  
寛原郡人  
 新羅人水守

撰津国菟原郡参拾貳町陸段貳佰捌拾捌步

略○下

(天平十九年二月十一日)

【正倉院文書】大日本古文書卷之五  
○天平神護元年(七六五)

檢仲麻呂田村家物使請經文

(正集 四十)

檢仲麻呂田村家物使

合經三百五十八卷大屋証宣

右、依大臣禪師今月六日宣、附散位正八位上上村主、

馬養、令奉請於東太寺如件、

天平神護元年五月九日内豎從八位上勳七等兼屋倉

人嶋麿

【統日本紀】卷第廿九 新訂增補 国史大系 第二卷  
○神護景雲三年(七六九)

(神護景雲三年) 六月癸卯、撰津国菟原郡人正八位下倉人水守

等十八人賜姓大和連、播磨国明石郡人外從八位下海直

溝長等十九人大和赤石連。略○下

### 2 平安時代

【新撰姓氏錄】群書類從 卷第四四八  
○弘仁六年(八一五) 成

撰津国神別。起津嶋朝臣。尽

略○中

地祇。

大和連。神知津彦命十一世孫御物足尼之後也。

略○中

撰津国諸蕃。起石占忌寸。尽

荒々公。廿九氏。

石占忌寸。坂上大宿禰同祖。阿智王之後也。

略○中